
「家と村落」試論

信州大学 黒崎 八州次良

一九八五―八六年は村研事務局を勤めさせていただいたことが、

この報告の契機であるが、それを十分に活用できるかどうかは、甚だ心許ない次第である。

農家はどうかになっているのかからはじめてみよう。

さて、今日、調査のために集落を訪れても、昼間在宅している人が稀なことが多いようである。それはとりわけ兼業化——とくに通勤兼業による農外就業者が多い地区において顕著であるようである。そこで二、三の農家に訪ねてみると、「みんながそれぞれに財布を持ち、家の外や、「村」の外へ出かけてしまい、どこの家にも奥様がいなくなつて、外様になつてしまつた」というのである。もう少し立ち入つて「なぜでしょうか」と問えば、「一人ひとりの楽しみが村の中になくなつてしまつた」、「村の中にはばかりいると誰も話し相手がいないし、みんなや社会から遅れてしまふ」、「パートで賃金はやすいけれども、職場に行けば仲間がいる」、「それに自分が休めば、他の人が迷惑するし、そこでは自分が何かの誰かのお役に立っていることが良くわかる。ウチの仕事をどんなに一生懸命やつても、何処の誰の役に立っているのか、わからなくなつてしまふ」などの答えがかえつてくる。それでもアトトリについては、どの農家も必要であると言ふ。

家業経営と言える経営ではなくて、それこそ休日農家であつても、それぞれがアトトリは必要であると言ふのである。従つて家族員を嫡系と傍系に区別していることになるので、家意識がなくなつたと言ふことが出来ないのである。そのアトトリにも職業選択の自由があるのが一般的であろう。確かに個々の家構成員にとつて家生活が

占める割合は大いに縮小した。それでも家意識がなくなつてしまつたとは言えないのである。もちろん、これは家計や家業（農業）を営むための意思決定、費用や役割の分担など、家産（特に屋敷や墓地、耕地など）の処理がいかになされているかを観察し吟味した上で論じなければならぬのであるが。

以上は私が住んでいる豊科町での聞き取りから構成したものであるが、農家に多くみられる三世代家族においても、まず、高校卒業のものは、一人ひとりが財布を持つていること、特に、高齢者がそれぞれ独自の「個人」生活を持ちながら、それぞれの家の構成員であることに注目しておきたい。ソト様になつてしまつたのは、若い世代、中年の世帯主や主婦、園児、児童、生徒、学生などだけではないのである。それぞれが内容がある「個人」生活を持ちながら、家生活に参加しているのが、現状のようである。こういった農家をいかに位置づけたらよいか。

二

次に村落がどうかになっているかを見ることにしたいが、さしあつて以下の事例を取り上げる。

長野県中信地区での各町村の人口を見ると、二つの行政町村——白馬村と日義村が注目される。両者は一九五〇年を一一〇とすれば一九八五年の人口は一〇六、七と九七、六である。しかし両者は地域の中核都市のベットタウンではないし、その周辺は「過疎」地であると言つてよい。なぜこれらの町村が人口の減少に悩まされなかつたのか。これには諸説があるであろう。まず、白馬村を取り上げて現状を見ることから始めてみよう。この行政村は近世から今日に及

ぶ成立期を異にするいくつかの集落から構成されている。居住者を見て、近世から今日にいたる数代から数十代におよぶ「地ばえ」（地元や地付）から、一代あるいはそれよりも短い居住期間にしかならない「全日制」住民、さらに別荘地やリゾートマンションを利用する「定時制」住民を含むのである。そしてこれらの住民は、来住時期や契機を同じくするものたちごとに、同一あるいは類似の集落を構成しているかにも見えるのである。つまり、彼らは「棲み分け」ているかにも見えるのである。なお、これらは町村の「有線放送電話加入者番号簿」やN.T.T.の番号簿、特に前者による集落別・性別分布が示唆するところである。

なぜ、このような「棲み分け」が起こるのであるか。

村落は最近に至るまで集落的家連合であった。それは、内部的には各種の生活互助の機能を行い、と同時に外部の諸影響に対して連帯して対応する地域団体であった。それ故、村落は他の制度体と同様に独自の規範体系を創造し、維持し、展開してきたのであるが、その多くは不文の諸慣行から構成されていたのである。それはまた独自の「歴史」を持ち、村民の生活を支えるための山林、原野、用水、農道、その他の財産を維持・管理してきた。それぞれの家が所有する耕地や屋敷地は「村落」を媒介にして初めて十分に利用することが出来た。そして「村落」を維持するために、村民は相当の独力―資源、労働、知恵―を傾け続けており、どの家も「村落」によることなしには、それぞれの家生活を十分営むことが出来ないことと観念してきた。家構成員の生活を保障するのが家の目的であり、その家生活を支えるもっとも重要な家連合が「村落」であったから、村落の秩序維持は村民の重大な関心事であり、「村の平和」の維持が

それだけで十分に大義名分になったのである。そこでこの秩序維持のためにも氏神鎮守の祭祇が執り行われたのである。従って外部のものは村内の有力な家を頼ってその家の庇護のもとに、村入りしたのであり、彼らはそのような有力な家を親方・本家と頼みそれを通じて家生活を維持してきたのである。

ここで「歴史」と言うのは、村人にとって危機―画期的状況においていかに対応したのか―集団としての挫折、あるいは成功など―についての「共同主観」のことである。この共同主観を創造し、共有し、維持し、再編するものがそが、村人であり、彼らが共有する価値・規範の体系はこの「歴史」に基づくところが大きいのである（黒崎「近代農業村落の成立と展開」）。そして村落にはこの「歴史」を表象するための祭儀、行事、石碑、石像その他が数多くみられることも周知のことである。

さて、近代に入ってからでも、いや、農地改革から高度成長期の直前においてすら、交通・通信機関やその他の諸施設が整備されていなかっただけ、それぞれの家は村内に日常的な互助組織を持つ必要があった。それぞれの組織に参加する各家は、相互にある程度の信頼を分かち持つことが肝要であり、それにはある程度の期間をそこに居住して、いろいろな手続きにしたがって、社会的承認をえることが必要であった。その条件は当該の村落の「歴史」に関連して多様であったようである。その条件と意味は外部のものに理解しにくい面があり、内部のものがそれを適切に説明することの困難な面もありえた。ここに村落が「排他的・封鎖的」とみられる背景がある。

さて、戦時体制及び敗戦後の諸改革、特に農地改革を通じて、農

村にはこれまでのような有力家がなくなつた。昭和戦前期に始まる「所有」と「経営」の逆転、「経営」の「所有」に対する優位はますます強化されたので（自小作前進及び小作前進等の「経営実力者層」の出現）、有力家が変わつて新しい「実力者」が進出したのであるが、彼らはそれぞれが所属する団体や組織に依拠して権限を行使することにどまり、かつての有力家の地位、役割、特に権威を受け継ぐことが困難であつた。これが敗戦後の新しいタイプの集落の成立、例えば、「団地」の成立と展開の事情の一部を構成したのではあるまいか。

公営や民営の集合住宅や個別住宅の団地集落は、有力家の存在に関連なしに成立する。公務員宿舍や企業の給与住宅も同様である。さらに、交通・通信機関の発達や「生活の社会化」（倉校進）の充実、大型小売店や不動産業の農村部への進出等が「団地」の展開を支援する。生活の社会化は「共同処理を必要とする共通問題については、これを挙げて専門機関による専門的処理に委ねる」ことであるから、それがある程度まで整備されると、「村仕事」が不用になり、パート・タイムの居住が可能になる。別荘やリゾートマンションの団地の成立は、以上に述べたことの上に展開する。

さて近世から昭和戦前期（？）頃まで、新しい集落が成立するために、その母胎となる古い集落（親郷、親村）が必要であり、短期の居住世帯を別とすれば、新しい家―来住家をふくむ―が成立するためには、その母胎となる古い家（親方・本家）が必要であつたようである。今日、これらの事情がまったく消滅してしまつたと言ふことが出来ないとしても、古い集落が「親郷」としての権威を持つことは困難であるし、古い家が「親方、本家」としての実力を

行使することがなくなつたと言つてよいであろう。これらは小農の分家、特にカセギドリ（自前）分家が可能になり、本家が「分家の初代が生まれ、育つた家」を意味する様になり始めた頃から現れたのであつたが、高度成長期に入つて「次三男問題」が解消して決定的な段階に達したといつてよいであろう。

こういう村落をいかに位置づけたらよろしいのか。

三

今日の「農業集落」を集落名によつてみると、(1)近世の藩制村、(2)高分かれた新田村、(3)高分かれにいたらなかつた(1)あるいは(2)の内付けの枝郷（新田）、(4)上記の他の字名を冠したもの、(5)同じく字名以外の名称を持つものに分けることが出来る。これによつて大町市と北安曇郡の三三二の農業集落を見ると次のようになる（一九八〇年世界農林業サンセス）。(1)が一〇〇、(2)が二三、(3)が、一三八、(4)が四九で、(5)が一三となり、比率は(1)三一・一％、(2)七・一％、(3)四二・九％、(4)一五・二％、(5)四・〇％である。ただし明治維新まで一個の藩制村であつたものが今日数個から数十個の集落に分かれている事例があるから、(3)の枝郷や新田が占める割合が実質的には五〇・〇％を超えるものであつたとみてよい。そして人口減少が激しい過疎問題は実に(3)の集落において展開したのである。それらの集落のほとんどが県境や郡境に接して位置しており、それぞれが明治以前には十分に自立していなかつた「内付け」の村落であつたことと、今後の説明を待つのであるがこれらにおいての基礎的互助組織が族縁の家連合（同族団や親類関係）であつたのではないかと推測されること、そして近世後期においても村落の領域が必

ずしも「一円」的ではなかった様であり、明治以降の町村制によって今日の行政町村（行政区）の区域が形成されたように見えることなどが注目される。特に小谷村のいくつかの藩制村のそれぞれに属する各家が、今日の部落の区域に相互に入り交じって分布しているのであった（小谷村教育委員会編「小谷民俗誌」昭和54年）。

以上の事例が特殊な、例外的な、周辺のな、境界的な事例であるかどうか。これを補強する資料や情報は、村落社会研究会の報告に見られないことはないのである。例えば、新潟県の下越（高橋明善会員）、秋田県の横手（柿崎京一会員）、青森県の津軽（福田アジオ氏）などの農業集落において、「葬式組」がなく、葬式の互助が族縁的關係によって営まれることや、岩手県のある行政村において最近ようやく部落を設けた（長谷川昭彦会員）と言うのがそれである。農家に組織的にかかわるために、行政や外部の諸機関が一円的な「部落」をどこでも、いつでも必要としていたとは言えないのではないか。地域によっては、中世末期に既にその村落が一円的な領域をもっていたであろうし、近世にはいるとますますそのような村落が多くなったとみてよいであろうが（兵農分離や「村切り」などの施行）、最近に至るまで一円的な領域とは別の形の領域を持つ村落がありえたことになるのである。そこでは基礎的な生活互助組織の一つである村落を、近隣互助を可能とする範囲の各家において組織し、それが族縁の家連合として現れることがあったのではないか。まず、生活各種の互助の必要があつて一円的な区域があるのではないか。たとえば葬式組であるが、それが近隣という契機だけで結ばれていたのでないことも、周知のことと言つてよいであろう。

四

ここである会員が有賀喜左衛門先生や中村吉治先生の報告が、ムラに触れていないのではないかと言つていたことを考えてみたい。

これは大変貴重な示唆に富む見解である。権力あるいは為政者は公租や課税を徴収することが出来て、支配地域の秩序が維持されれば、それぞれの支配行政単位（組織）をその領域の全てにわたつて一つの型に統一しなければならぬと言ふものでもなかつたのであろう。ましてや封建制下であれば、地域的により多様であつたかも知れない。そして、有賀先生の南部二戸郡石神村斉藤家の事例はこの家と村落（ムラ）機構、村落の規範体系（諸慣行）と意思決定機構とが分離しがたいものであり、それが明治後期から従々に分化し始めたが、村落機構が特定の家からはなれて形式的な独自性を持つに至るのは、戦時期―農地改革を経過してからであつた事をしめしている。近世初期はすでに村落機構が村落内の特定の家から離れた事例があるかも知れない。近世中期―明治前期にはそのような事例が多くみられている（例えば、余田博通氏、竹内利美氏）。村定めや村決めの成立、草分け争いや役家論等、子方百姓の独立、村落の同族団の成立や展開等がそれらの一端を明らかにしている。しかし、石神村のような事例が明治期やそれ以降にも少なくないようであつた。それはたしかに村落機構を捉えにくくものにしてはいるかも知れないが、明治以降の内務省―府県―町村にとつて、行政上の支障が少なかつたのでなかつたか。何よりも地主・親方・本家をエージェントとして行政を十分に浸透させることが出来たからである。さらに大正期に入つても村税戸数割等が部落

単位にまとめられるのではなくて、等級順に表示してあることも、それを示唆しているのではないか。

さらに公租が定量あるいは定額の「定免」制であったとしても、地主・小作のそれが「定免」であったとは限らない。検見および刈分けが長く維持されることもあった。それであれば地主・親方の小作経営への関与が比較的強かつたことも、明らかにされている。定免であっても、収穫の状況によって減免が慣行となっていた。地主・親方の小作・子方に対する関与が強いと言うことは、概して、両者の間に強く広い全体的相互給付関係や組織が結ばれていたことを示唆していた。しかし、その親方・本家が急激に没落したらどうなつたか。村落内に大混乱を引き起こすことにもなりかねなかつたのである（有賀喜左衛門の山名子についての論稿参照）。

五

川本彰氏は「ムラの運営機構」を機能、運営費、主体、組織分化、行政等の面から適切に表示し、説明しておられる（『日本農村の論理』）。渡辺兵力氏は「村落には境界（＝村境）があつて、その村境内の土地＝集落の「土地」についての土地管理・保全機能が村落の基本的地域機能であるとした」（『村を考ふる』）。ここで私どもはこれを詳述することが出来ないが、まことに適切な見解であるとみるものである。川本氏が説く様にムラの運営機構は生産・生活にかかわり、人間保全・領土保全・作物保全にわたる機能を持つものである。そしてその機能の及ぶ範囲がムラの領土である。この村の領土が一円的な形態を持った村落を参照事例とし、それからモデルを用意したものともみられる。一九七〇年世界農業センサスは、都府県

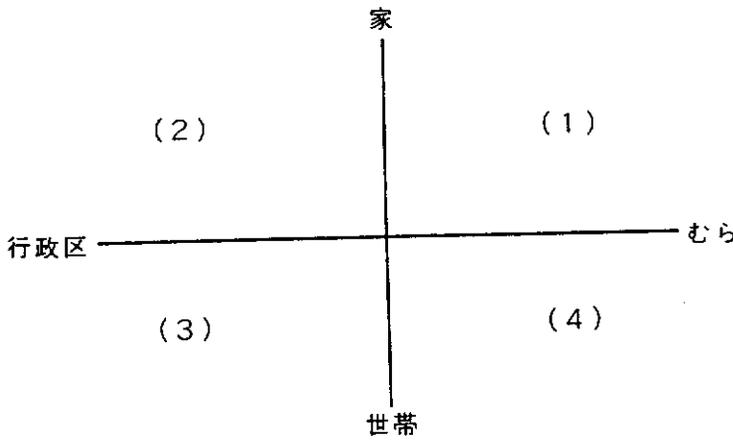
の農業集落の八二・六％が「農業集落の属地による耕地の境界が明確な農業集落」であつたから、このモデルの適用範囲はきわめて広いとみてよいであろう。しかし村落あるいは部落の集落・耕地・山林・原野の境界の設定時期や事情が一樣でないことも明らかであるので、前述のようにこの面を究める余地があるとしても、川本・渡辺モデルを不当に評価したことはなるまい。それは、秋田、山形、長野、愛知、鹿児島各県のこの比率が七〇・〇％未満であることから当然考えられることである。

さらに、川本モデルによると村の構成員はすべて家である。そうすると、家が未成熟であり、その未成熟な家（？）あるいは世帯が構成する農業集落はムラといつてよいかどうか。例えば、北海道内陸部に明治以降開発された農業集落を構成する多くの農家は、府県村落を本拠地として観念して自らを「分派世帯」（中野卓氏）と見なして、かなりの年月を過ごして来たようである。農地改革以後に至つても、なお廃農して府県へ帰る事例がかなり上位の経営にさえ見られるほどであつた。そこでは家ではなくて世帯が構成単位であり、行政区こそが互助組織の有力な枠組みであつた。

六

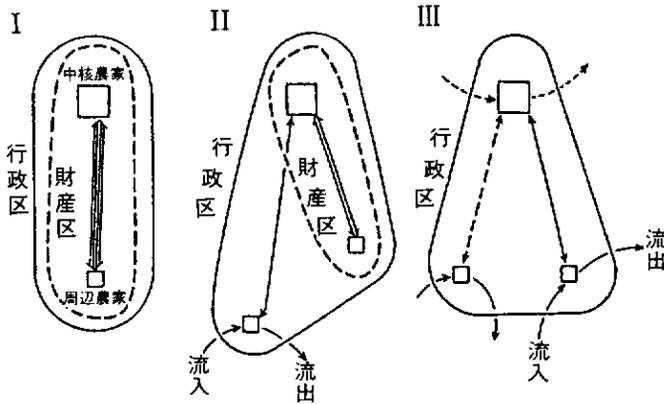
以上に述べてきたことから、私どもは近・現代の農業村落を、構成員と村落組織のあり方を軸として分けてみる事が出来る。構成員の軸の一方に家をおき他方に世帯をおく。世帯は、家の成長を志向するのであつたが、そこでは、なお世帯にとどまっていたと仮定するが、場合によつては、世帯のまままで終わるとしておく。家は、石神村の斉藤家のように、分居制の複合の家（分居制大家族）や同

居制の複合の家から2-3世代同居の直系の家を含むとしておく。そして、村落組織の軸の一方にムラ||村落機構をおき、他方に行政区をおく(「村落の位置づけのための座標」)。
 このようにして、図を構成してみた。そうすると(1)の領域には家がありムラがある。しかし一見ムラとみえにくい。ムラが特定の家の



村落の位置付けのための座標

地主・親方・本家と分離しがたい状況にあるからである。したがって、外部に対してこの家が全面的にムラを代表する。この家を行政単位とするしかなかったのである。各家は、この家、すなわち、地主・親方・本家を中核とする基本的な生活互助組織に参加することになったが、村落の外部にはそれが強く現れて、エージェント||親



部落類型および中核農家と周辺農家との関係

方・本家と言う形になる。そこでは各家はそれぞれの家の出自を特定の親方本家に負い、共同利用をする山林、原野、墓地、用水等のほとんどが親方本家の支配下に有り、全体的な相互給付関係において他の多くの家が利用するのであって、「共有」や「入会」の觀念が育つことなく、「役地（永小作権）」「扶持」あるいは「内付け」の觀念によつて利用されていた。信州下伊那の御館・被官あるいは一人百姓の村落や中世末期・近代初期等の「遠国分家」によつて成立した村落などがこれに当たるとみてよいであろう。それだけに親方・本家が没落して近代的所有権の規制にさらされると大混乱が起こることもありえたのである。

(2)の領域には家と行政区がある。ここではムラが特定の家から分離しているだけではなく、その程度は当該の村落によつて多様であるが、ムラ自体が分化してきている。そこにムラがあるとしても、そしてこれが構成員の生活の各方面に大きくかわるとしても、このムラはやはり機能分化し、限定された制度体であるのではないが、したがつて、ムラが慣行化し成文化するし（村定め、村決め、民約などの「村法」）、機構を備えるようになったのではないが、慣行や成文化されたものには含まれない多くの規範や手続きがそれらの背後に潜み、事行われていたと認めてよいのではないが、さらに構成がある程度以上に進んでいたと認めてよいのではないが、さらに構成員（家）である限りにおいて、各家がムラ（法）にしたがうことになつたが、そこでの支配はある種の「合理的支配」であつたといふことになりはしないか。この領域での支配は(1)のそれに比べるとより限定的であり明確であつたといつてよいのではないか。太閤檢地がモデルとした地域の村落は、これに近似していたであろうし、

近世の中期以後にはこの類型の村落が多くみられたであろう。高度成長以前に最も多くを占めたタイプの村落がこれに属することになり、川本・渡辺モデルが参照したのはこれであろう。そして一九七〇年世界農業センサスの調査結果がこのモデルを支持する。多くがイメージする村落像はこれであろう。私も行政区分と財産区分との関連において設定した部落の第II型もこれに近い。この型の部落は正構成員であるムラ人と一時的居住者である非ムラ人（教員、警察官、各機関の駐在員の世帯など）を含むことで、その後の変化を余兆していた。つまり、非ムラ人というのは、「頼み本家」を持たず、そこでは分派世帯としての生活を営むものであつたが、その彼らがある種のチェンジ・エージェントの役割を行使することがあつたのである（明治後期―大正期には、サーベル農政というイノベーションもあつたことを想起せよ）。それは彼らの行為・人事・給与などが行政村外の上級機関によつて管理される程度に応じて様々であつたが、昭和戦時期に入つてその傾向が一層強化されたのである。なお、同じように制度上の村落であつても、藩制村と部落（部分村落）の相違があることは言うまでもない。

(3)の領域には行政区があり、世帯がこれを構成するという村落が属する。これは前述の北海道内陸部の農業集落が代表する。構成単位の多くが「家」として未成熟である「農家（農業世帯）」で有り、村落内で上位であつても府県村落を本拠地とする分派世帯の意識を持ち、永続の觀念を抱くのでなければ、これを世帯としてよいのではないか。もちろんこの世帯が家へと展開する可能性を潜在させていることはいうまでもない。一九八七年大会での報告によれば、庄内の村落においても部落会の町内会化、家族員の職業選択の自由、基

盤整備にともなう耕作の大幅の自由等の構造変動について述べられたが(細谷会員)、それを(3)の領域にいれてよいかどうかは今後の課題としておく。そして評価が分かれるとしても、親方・名子制のそれにもみえる「俵田渡口米制」が行われていた地主制の「歴史」を持つ村落は意外に北海道内陸部の小作制農場の「歴史」を持つ村落と近似する面を多く有しているのではないかと付け加えておきた。両者の類似面からみて、私どもは、かつて部落の第III型として次のものを提示した。まず、基本的枠組みとして行政区が主なるものである。生活のモデルであり互助組織の中核でもある農家はあるが、それらは地主の代理や手代、農場の監督、いくらか古い定着の「篤農」であつて、実力において周辺の農家とさほど差異がないし、相互にタヨリナイので、定住の観念があつても移動しやすい存在であるとしておく。これは、北海道内において農家の移動が激しいことと、北海道への移住戸の送出が多かつた府県村落の地主制のあり方に関連していた。例えば、明治前期に既に小作地率が「頭打ち」し限界に達した村落、明治後期には大地主—巨大地主が支配的であつた村落などがこの事例になるのではあるまいか(黒崎、前掲)。(4)の領域はムラがあるが、世帯がそれを構成するという領域である。ムラを構成する単位が家以外ではないとすると、この領域は論理的にはありうるが、現実的ではないことになる。しかし漁村の事例にはこの領域に位置づけることが適切なものがあるという(長谷川昭彦会員)。それについては今後の課題としたい。

以上の様に「村落の位置づけのための座標」を用意してみた。もちろん試論である。そしてこれには内藤、川口両会員などの九州鹿

児島や五島の村落や柿崎、川越、牧野などの諸会員の漁村研究に触れていない。ここでは、前述のように近世の藩制村のなかには、「村」として簡単に一括しがたい内実を備えたものが相当多く存在していたことが窺われることに示唆をえて論を展開したのである。

近世、例えば、明治期から農地改革までの期間を取り上げてみても村落の変動は簡単なものではない。諸村落はおおよそ(2)及び(3)のそれぞれの領域に位置をもつて分布していたとみることが出来るが、前掲の南部二戸郡石神村の事例が示すように(1)の領域に位置する村落もあつたのである。そして(1)の領域に分布する村落は地主手作経営が縮小・解体するにしたがつて減少し、おそらく、農地改革において終わりをむかえたであろう。(2)及び(3)の領域に分布した村落は、まさに「部落」の名にふさわしい近代村落の内実を備えるものであつて、再言すれば、川本—渡辺モデルとしての日本村落の典型の参照事例とされていたのであろう。

近世においては諸村落は主として(1)及び(2)のそれぞれに分布していたであろうが、特定の時間的断面においては(3)の領域に分布していた村落があつたかも知れない。しかし、藩制村あるいは検地村落が「村切り」をされて一円的あるいは画地的なものであつて、その境界が各種の互助的家連合の組織や分布を規制してその範囲内(川本彰会員の「領土」)に集積・統合してきたとすれば、それらは主として(2)の領域に位置づけられることになるであろう。近世封建社会の主な特徴の一つが「子方百姓の自立」であるとするれば、それらの百姓を主な構成員とする村落は、各構成員のそれぞれの家業経営の規模からみて、主として(2)の領域に分布することになったであろう。しかし子方百姓の自立こそが「土地家屋の質流れ永代売り」に

よるもの」という名子分家の成立の前提であったから（有賀喜左衛門）、(1)、(2)への動きも単純ではなくジグザグしたものであったかも知れなかった。

同じように(1)の領域に分布していても、中世、近世、近代においてそれぞれ時代の規定を受けることが当然であるから、その時代を異にすれば村落はそれだけでも異なったものになる。それ故、時代の規定や具体的な村落の領域間の移動については新たな考察が必要であるのは言うまでもない。

以上に述べたことは村落の分類―類型設定のための予備考察に過ぎない。試論といったのはそのことを明らかにしたかったからである。なお、蛇足ではあるが、私どもの「座標」は川本―渡辺モデルの相互補完を意図したものである。

（六三・二・六報告 六三・二・二五補正加筆）